平成25年12月号

e~ろうむ.net

(い い 労 務)

連絡先: 〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301

社会保険労務士事務所NKサポート

電話: 03-5322-4505 FAX: 03-5322-4503

e - m a i 1 : info@e-606.net

「応募者」から見られている「採用面接官」

◆採用面接で重要なことは?

人材を採用する際、「採用面接」を実施しない企業はほとんどないでしょう。

面接を担当する人(面接官)は、「こんな質問をして、自社に必要な人材かどうかを見極めよう」「自社にふさわしい人材であるか、応募者の態度をじっくり観察しよう」と考えていることでしょうが、実はその面接官自身も応募者からじっくりと観察されているのです。

◆採用コンサル会社の調査結果

株式会社ジョブウェブでは、今年 $4 \sim 5$ 月に2014年度卒の学生を対象に「2014年度卒学生・就職活動振り返り調査」(349名が回答)を実施しました。この調査で「面接で志望度に影響すること」について尋ねたところ、「かなり影響した」項目の上位5つは下記の結果となりました。

- (1) 「面接官の態度・話を聞く姿勢」(67.3%)
- (2) 「面接で自分自身の素が出せたかどうか」 (_{47.6%)}
- (3)「面接官の話の促し方」(46.1%)
- (4) 「学生からの質問に対する面接官の受け答え」 (45.6%)
- (5) 「面接官の人選」(42.1%)

◆重要なのは「面接官の育成」

上記の結果からおわかりの通り、応募者の志望度 に最も影響するのは「面接官の態度・話を聞く姿 勢」だということです。

採用側が複数回の面接を実施し、時間をかけて応募者の態度・姿勢をじっくり観察して採用を決定したとしても、応募者から見た面接官の態度・姿勢 (応募者に与えるイメージ)が良くなければ、採用を辞退されることもあり得るのです。

面接官が与えるイメージは、応募者にとっては 「会社のイメージ」そのものとなります。自社に必 要な人材を採用するためには、まずは「面接官とし てふさわしい人材」を育成することが重要なのでは ないでしょうか。

「改正労働契約法」施行後の有期労働契約者の 本音は?

◆不十分な認識

「改正労働契約法」が施行されて半年以上が経ちましたが、連合が行った「有期契約労働者に関する調査」の結果によると、「無期労働契約への転換」について、「ルールができたことを知らなかった」と答えた人は6割以上もいたそうです。

「不合理な労働条件の禁止」については、約7割が 知らず、改正労働契約法への認識は不十分と言えそう です。

◆「無期転換」はモチベーションアップにつながる?

また、有期労働契約者が「無期労働契約への転換」についてどのように思っているかを尋ねたところ(複数回答)、「無期契約に転換できる可能性があるのでモチベーションアップにつながる」と答えた人は約半数を超えたものの、「契約期間が無期になるだけで待遇が正社員と同等になるわけではないから意味がない」と答えた人も約7割に上り、待遇改善につながらないと感じている人が多いことがわかりました。

◆正社員も有期契約者も業務内容は同じ?

次に、業務内容や仕事への姿勢などについて正社員と比較してもらったところ、業務内容については、「正社員と同じ」と答えた人が半数近くに上り、正社員との業務内容にあまり差がないことがわかりました。

また、仕事上の責任や残業時間は、おおむね正社員よりも負担が少ないとの結果でしたが、仕事に対する姿勢ついては、「正社員よりも真面目」と答えた人が約半数に上り、仕事を遂行する能力も「正社員よりも高い」と答えた人が約2割となりました。

◆有期労働者の4割は正社員希望

「有期契約で働くことになった状況」について尋ねたところ、自らが希望して有期契約になった人は約半数だったものの、有期労働契約者の3人に1人は正社員になれなかったために有期契約で働いていることがわかりました。

また、今後の働き方の希望を聞いたところ、「正社

員になりたい」と答えた人は約4割で、特に、正社 員になれなかったために有期契約で働いている人で は、正社員への転換希望を持っている割合は7割以 上になりました。

◆職場に対する不満

最後に、職場についての不満については、「給料が上がらない」、「働きぶりが評価されない」など、 待遇に不満をもっている人が多かったようです。中には、「正社員がちゃんと働かない」、「パワハラ やセクハラがある」などの回答もみられました。

12月の税務と労務の手続 [提出先・納付 先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便 局または銀行]

〇雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に 採用した労働者がいる場合>「公共職業安定所]

31日

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行] ○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない 場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定 所]

本年最後の給料の支払いを受ける日の前日まで 〇年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延 承認申請書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)] 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶 者特別控除申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務 署)]

当事務所より一言

採用面接の際は、会社と求職者は常に対等な立場でなければなりません。会社の真摯な姿勢が求職者に伝わることで、面接の時点から良好な関係がつくられ、その後の継続勤務に発展するものです。

また、採用するときは基本的に人手が足りない為、 採用業務そのものが雑になってしまうこともよくあ ります。時間をかけて採用計画を立てて、できれば 投資も視野に入れて採用業務を行えば、「入っては 辞め」の繰り返しを回避することができるかもしれ ません。